

## 自転車の交通事故の現状

## 1 兵庫県下の交通事故情勢

## (1) 平成25年中の交通事故発生状況

年	区分	人身事故 件数	死者数	傷者数	
				重傷者数	
平成25年		32,734	187	40,273	2,926
平成24年		34,056	179	42,073	3,114
	増減数	-1,322	+8	-1,800	-188
	増減率	-3.9	+4.5	-4.3	-6.0

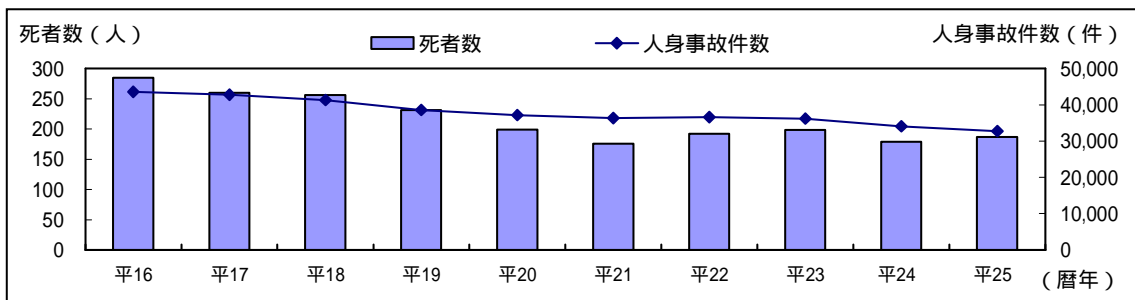
【交通事故死者】 187人（前年対比+8人）

【人身事故件数】 32,734件（前年対比-1,322件）7年連続4万件以下

【年齢別死者】 高齢者の占める割合55.1%（死者187人中、高齢者103人）

【時間別死者】 16～18時32人（+9人）18～20時25人（+10人）

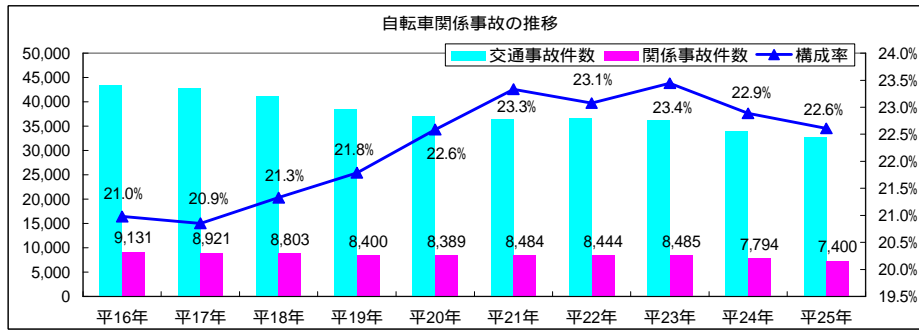
## (2) 過去10年の死者数と人身事故件数の推移



区分/年	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25
人身事故件数	43,526	42,780	41,277	38,551	37,139	36,360	36,594	36,195	34,056	32,734
死者数	285	260	256	231	199	176	192	198	179	187
傷者数	53,985	53,039	50,891	47,440	45,342	44,404	44,339	44,100	42,073	40,273

## 2 自転車関係事故の発生状況

区分		年別									
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
交通事故件数		43,526	42,780	41,277	38,551	37,139	36,360	36,594	36,195	34,056	32,734
自転車 関係事故	件数	9,131	8,921	8,803	8,400	8,389	8,484	8,444	8,485	7,794	7,400
	構成率	21.0%	20.9%	21.3%	21.8%	22.6%	23.3%	23.1%	23.4%	22.9%	22.6%
自乗 転用 車中 の事 故	死者	34	30	27	34	25	31	32	28	23	23
	傷者	9,223	9,015	8,810	8,454	8,387	8,415	8,389	8,443	7,754	7,359
	計	9,257	9,045	8,837	8,488	8,412	8,446	8,421	8,471	7,777	7,382



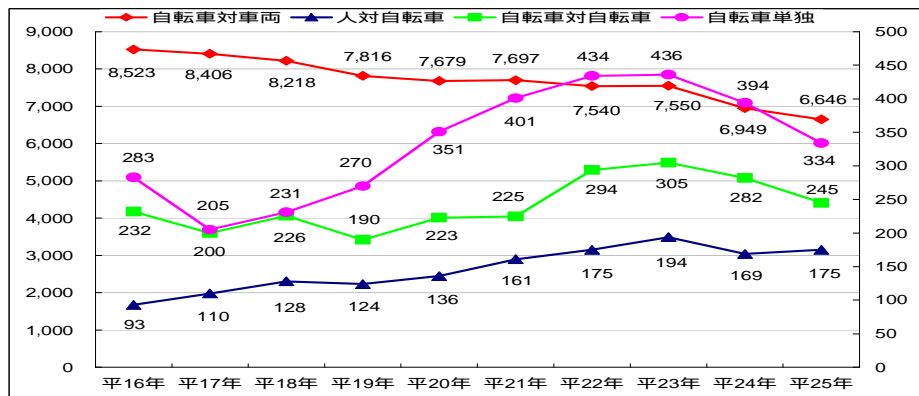
過去10年の自転車関係事故の発生状況は、減少傾向であるが、全人身事故の20%以上を占めている。

平成25年中の自転車関係事故は7,400件(前年対比-394件)で5.1%減少しているが、全人身事故の22.6%を占めている。

### 3 自転車関係事故の類型別発生状況

#### (1) 事故類型

年別		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
区分	合計	9,131	8,921	8,803	8,400	8,389	8,484	8,444	8,485	7,794	7,400
事故類型	人対自転車	93	110	128	124	136	161	175	194	169	175
	構成率	1.0	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.1	2.3	2.2	2.4
	自転車対車両	8,523	8,406	8,218	7,816	7,679	7,697	7,540	7,550	6,949	6,646
	構成率	93.4	94.3	93.4	93.0	91.5	90.7	89.3	89.0	89.2	89.8
	自転車対自転車	232	200	226	190	223	225	294	305	282	245
	構成率	2.5	2.2	2.6	2.3	2.7	2.7	3.5	3.6	3.6	3.3
	自転車単独	283	205	231	270	351	401	434	436	394	334
	構成率	3.1	2.3	2.6	3.2	4.2	4.7	5.1	5.1	5.0	4.5
	列車	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	構成率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



平成25年中の自転車が関係する交通事故7,400件のうち、対車両の交通事故が6,646件(89.8%)で最も多い。

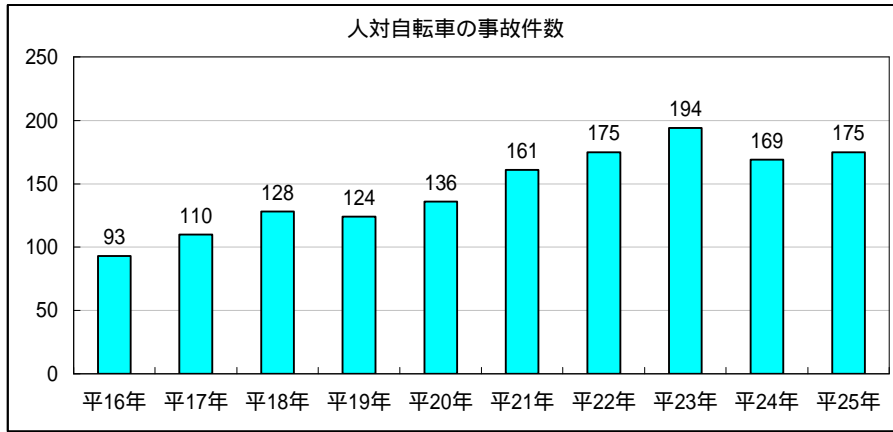
#### (2) 自転車対車両(自転車対自転車を含む)の交通事故状況

年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
区分	自転車対車両件数 (自転車対自転車を含む)	8,755	8,606	8,444	8,006	7,902	7,922	7,834	7,855	7,231	6,891
出会頭	5,566	5,594	5,247	5,073	5,040	4,990	4,873	4,925	4,453	4,177	
構成率	63.6%	65.0%	62.1%	63.4%	63.8%	63.0%	62.2%	62.7%	61.6%	60.6%	
右左折時	1,665	1,637	1,714	1,744	1,620	1,754	1,799	1,735	1,685	1,621	
その他(正面衝突・追突等)	1,524	1,375	1,303	1,189	1,242	1,178	1,162	1,195	1,093	1,093	

平成25年中の自転車対車両(自転車対自転車を含む)の交通事故6,891件のうち、出会頭の交通事故が60.6%を占め、交差点での事故が多く発生している。

### (3) 人对自転車の交通事故発生状況

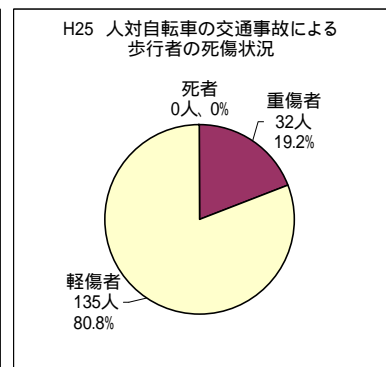
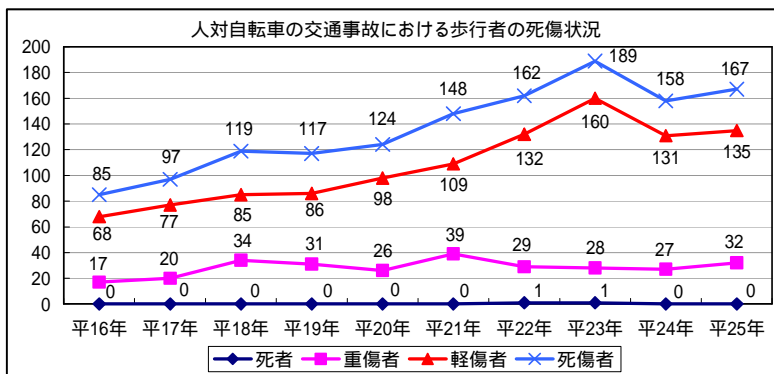
区分	年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自転車関係事故件数		9,131	8,921	8,803	8,400	8,389	8,484	8,444	8,485	7,794	7,400
自転車乗車中死傷者		9,257	9,045	8,837	8,488	8,412	8,446	8,421	8,471	7,777	7,382
人对自転車の事故件数		93	110	128	124	136	161	175	194	169	175
自転車関係事故に占める構成率		1.0%	1.2%	1.5%	1.5%	1.6%	1.9%	2.1%	2.3%	2.2%	2.4%



平成25年中の人对自転車の交通事故は175件(前年対比+6件)で、10年前(平成16年)の1.9倍に増加している。

### 人对自転車の交通事故による歩行者の死傷状況

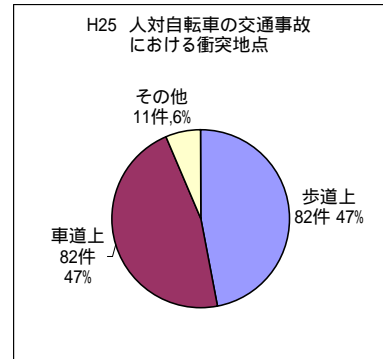
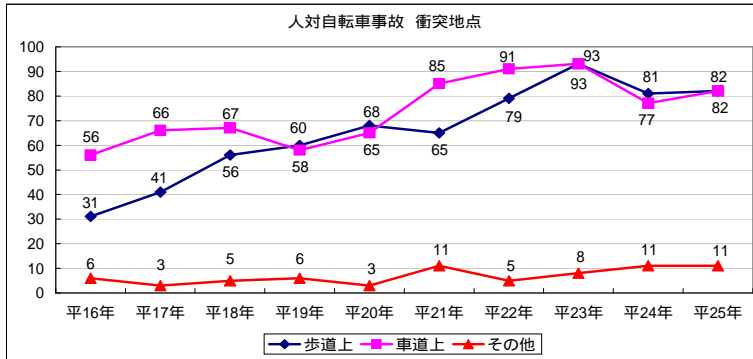
区分	年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人对自転車の死傷者		102	113	134	129	141	163	185	206	177	185
歩行者	計	85	97	119	117	124	148	162	189	158	167
	死者	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	重傷者	17	20	34	31	26	39	29	28	27	32
	軽傷者	68	77	85	86	98	109	132	160	131	135



平成25年中の人对自転車の交通事故による歩行者の負傷者は、167人で10年前(平成16年)の約2倍に増加し、そのうちの32人(19.2%)が重傷、135人(80.8%)が軽傷となっている。

## 人对自転車の交通事故の衝突地点

区分	年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人对自転車事故		93	110	128	124	136	161	175	194	169	175
衝突地点	歩道上	31	41	56	60	68	65	79	93	81	82
	構成率	33.3%	37.3%	43.8%	48.4%	50.0%	40.4%	45.1%	47.9%	47.9%	46.9%
	車道上	56	66	67	58	65	85	91	93	77	82
	その他	6	3	5	6	3	11	5	8	11	11

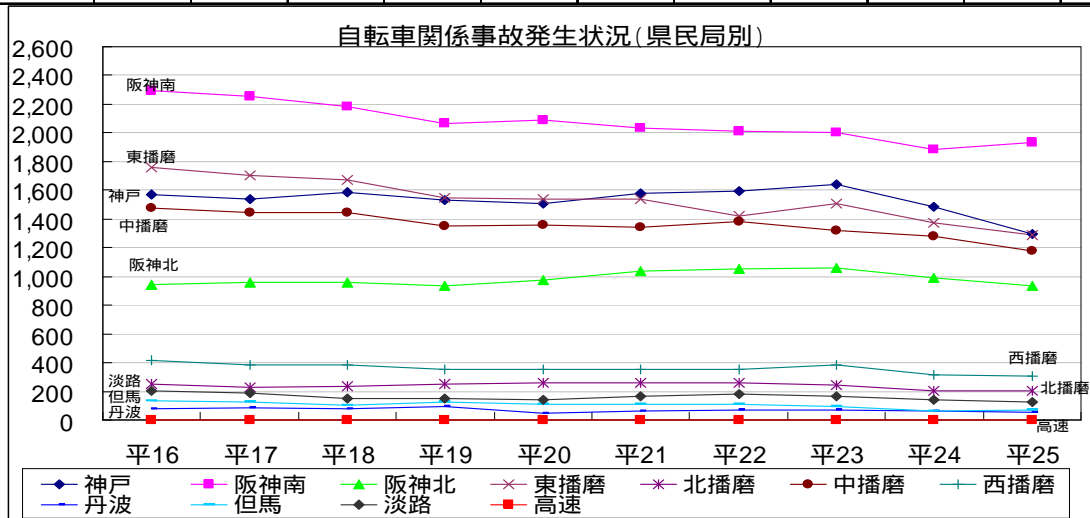


平成 25 年中の人对自転車の交通事故 175 件のうち、歩道上での衝突が 82 件で 46.9%となっており、半数近くが歩道上での衝突事故である。

## 4 自転車関係事故の地域別発生状況

### (1) 県民局別発生状況 (平成 25 年中)

県民局	年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	構成率
合計		9,131	8,921	8,803	8,400	8,389	8,484	8,444	8,485	7,794	7,400	100.0
神戸県民局		1,574	1,542	1,586	1,533	1,511	1,577	1,594	1,642	1,483	1,299	17.6
阪神南県民局		2,292	2,255	2,181	2,065	2,087	2,034	2,010	2,005	1,882	1,935	26.1
阪神北県民局		946	962	962	932	975	1,035	1,055	1,060	992	935	12.6
東播磨県民局		1,758	1,701	1,677	1,547	1,543	1,538	1,420	1,506	1,372	1,286	17.4
北播磨県民局		253	228	232	251	258	262	258	245	207	208	2.8
中播磨県民局		1,473	1,449	1,445	1,352	1,357	1,347	1,385	1,318	1,277	1,178	15.9
西播磨県民局		416	382	388	354	357	353	354	382	312	305	4.1
丹波県民局		77	85	80	92	48	66	73	67	64	56	0.8
但馬県民局		134	128	102	123	107	109	113	95	63	69	0.9
淡路県民局		208	189	150	151	144	163	182	165	141	128	1.7
高速道路		0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0.1



平成 25 年中の自転車関係事故のうち、阪神南地域が最も高く、次いで神戸地域、東播磨地域となっている。

(2) 市区町別発生状況(平成25年中)

県民局別	区分	人身事故			自転車乗車中	
		自転車事故	構成率	死者	傷者	
合計		32,734	7,400	22.6%	23	7,359
神戸	神戸市小計	8,056	1,299	16.1%	2	1,279
	東灘区	709	143	20.2%		139
	灘区	498	76	15.3%		72
	兵庫区	660	185	28.0%		182
	長田区	553	152	27.5%		149
	須磨区	632	76	12.0%	1	80
	垂水区	1,034	122	11.8%		118
	北区	1,045	58	5.6%		58
	中央区	1,089	228	20.9%		232
	西区	1,836	259	14.1%	1	249
阪神	小計	5,042	1,935	38.4%	4	1,934
	尼崎市	2,441	1,043	42.7%	1	1,046
	西宮市	2,249	775	34.5%	3	774
	芦屋市	352	117	33.2%		114
阪神	小計	3,381	935	27.7%	3	925
	伊丹市	1,176	473	40.2%	3	466
	宝塚市	840	193	23.0%		188
	川西市	773	156	20.2%		157
	三田市	483	101	20.9%		102
東播磨	小計	4,792	1,286	26.8%	5	1,284
	明石市	1,768	426	24.1%		418
	加古川市	1,972	567	28.8%	1	573
	高砂市	604	189	31.3%	2	186
	稲美町	255	45	17.6%	2	45
	播磨町	193	59	30.6%		62
	小計	1,710	208	12.2%	1	208
北播磨	西脇市	250	22	8.8%		22
	三木市	522	66	12.6%		64
	小野市	311	38	12.2%		39
	加西市	264	39	14.8%	1	38
	加東市	279	32	11.5%		34
	多可町	84	11	13.1%		11

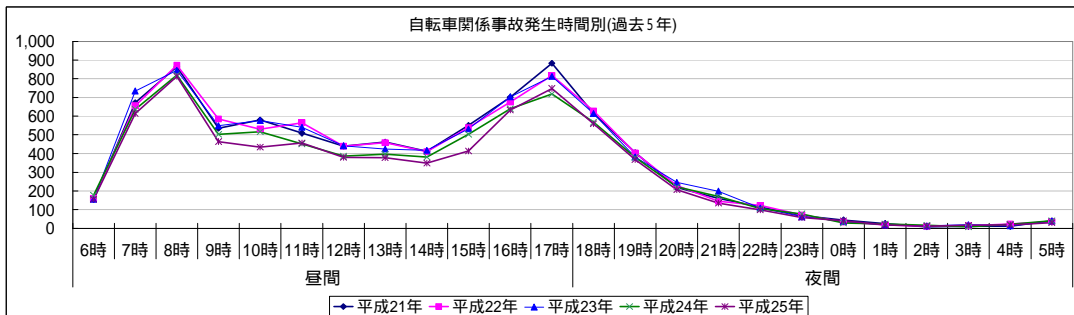
県民局別	区分	人身事故			自転車乗車中	
		自転車事故	構成率	死者	傷者	
合計		32,734	7,400	22.6%	23	7,359
中播磨	小計	4,782	1,178	24.6%	5	1,163
	姫路市	4,558	1,158	25.4%	5	1,144
	市川町	45		0.0%		
	福崎町	130	17	13.1%		16
	神河町	49	3	6.1%		3
西播磨	小計	1,692	305	18.0%	1	308
	相生市	213	36	16.9%		37
	たつの市	639	102	16.0%		103
	赤穂市	205	49	23.9%	1	47
	宍粟市	200	23	11.5%		24
	太子町	280	64	22.9%		67
	上郡町	67	20	29.9%		19
丹波	小計	501	56	11.2%	2	55
	篠山市	213	26	12.2%		27
但馬	小計	663	69	10.4%		68
	豊岡市	313	38	12.1%		37
	養父市	118	11	9.3%		11
	朝来市	144	14	9.7%		14
	香美町	36	1	2.8%		1
淡路	小計	760	128	16.8%		134
	洲本市	235	44	18.7%		44
路	南あわじ市	288	53	18.4%		57
	淡路市	237	31	13.1%		33
	高速道路等	1,355	1	0.1%		1

全人身事故に占める自転車関係事故の割合は、尼崎市・伊丹市では40%以上、西宮市・芦屋市・高砂市・播磨町では30%以上となっている。

5 自転車関係事故の時間別発生状況

(1) 時間別発生状況

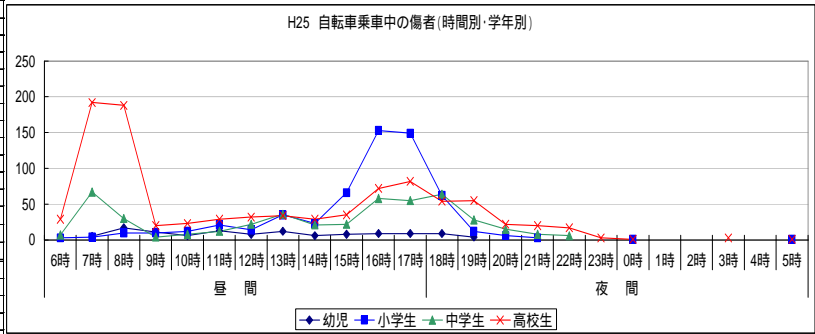
時間	年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
		小計	7,163	7,013	6,971	6,600	6,636	6,762	6,710	6,732	6,131	5,840
昼間	6時	157	135	143	152	152	154	161	155	178	155	
	7時	634	660	691	662	669	672	656	735	637	615	
	8時	957	921	931	870	894	864	872	845	820	813	
	9時	556	592	581	543	529	535	585	549	503	464	
	10時	567	556	540	517	488	579	531	576	516	435	
	11時	547	537	567	450	503	509	565	540	452	457	
	12時	491	466	461	415	440	440	439	442	386	379	
	13時	468	454	475	451	436	462	458	424	396	378	
	14時	486	436	429	435	437	413	410	417	382	349	
	15時	630	623	569	559	544	550	539	532	503	414	
	16時	783	730	731	628	715	701	676	704	640	633	
	17時	887	903	853	918	829	883	818	813	718	748	
	夜間	小計	1,968	1,908	1,832	1,800	1,753	1,722	1,734	1,753	1,663	1,560
		18時	700	666	614	614	626	615	627	614	567	559
		19時	408	395	429	404	404	405	403	382	380	368
		20時	243	290	245	248	222	218	229	246	222	207
		21時	203	189	187	163	169	161	144	199	170	135
22時		148	130	137	133	115	114	123	109	106	99	
23時		93	88	58	74	67	68	72	62	77	57	
0時		48	48	43	50	41	45	33	38	29	41	
1時		31	22	23	28	30	26	18	18	24	18	
2時		18	12	12	16	8	8	12	13	17	12	
3時		17	8	13	12	10	11	13	20	8	16	
4時	21	13	17	23	22	11	24	13	22	18		
5時	38	47	54	35	39	40	36	39	41	30		
合計		9,131	8,921	8,803	8,400	8,389	8,484	8,444	8,485	7,794	7,400	



通勤・通学時間帯の午前8時台、午後5時台の発生が多い。

(2) 自転車乗車中の死傷者の時間別・学年別状況

時間別	学年別					計
	幼児	小学生	中学生	高校生		
6時		3	7	29		39
7時	5	4	67	192		268
8時	17	10	30	188		245
9時	11	10	4	20		45
10時	6	12	8	23		49
11時	13	21	12	29		75
12時	8	14	22	32		76
13時	12	35	36	34		117
14時	6	23	21	29		79
15時	8	66	22	35		131
16時	9	153	58	72		292
17時	9	149	55	82		295
計	104	500	342	765		1,711
18時	9	62	64	54		189
19時	4	12	28	55		99
20時		6	15	22		43
21時		3	8	20		31
22時			6	17		23
23時				3		3
0時		1		1		2
1時						0
2時						0
3時				3		3
4時						0
5時		1		1		2
計	13	85	121	176		395
総計	117	585	463	941		2,106



小学生は学校終了後の16時台・17時台、中学生は通学時間帯の7時台と帰宅時間帯の18時台、高校生は通学時間帯の7時台・8時台に多く負傷している。

6 ヘルメット着用状況 (平成25年中)

(1) 自転車乗車中の死者

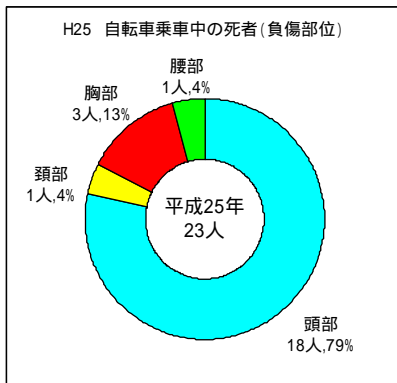
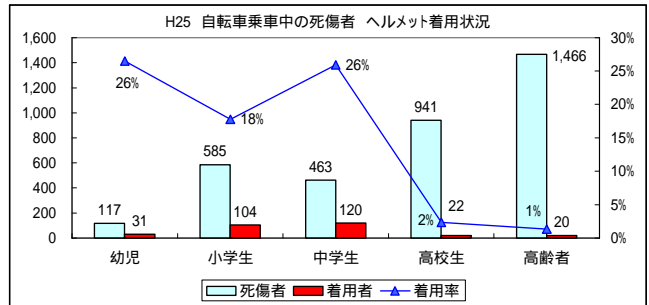
区分	年・学年	平成25年				
		幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者
死者		0	0	0	0	19
着用		0	0	0	0	1
着用率		0%	0%	0%	0%	5%
離脱		0	0	0	0	0
離脱なし		0	0	0	0	1
離脱不明		0	0	0	0	0
非着用		0	0	0	0	18
着用不明		0	0	0	0	0

(2) 自転車乗車中の傷者

区分	年・学年	平成25年				
		幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者
負傷者		117	585	463	941	1,447
着用		31	104	120	22	19
着用率		26%	18%	26%	2%	1%
離脱		0	5	11	2	1
離脱なし		31	99	109	20	18
離脱不明		0	0	0	0	0
非着用		86	481	343	919	1,428
着用不明		0	0	0	0	0

(3) 自転車乗車中の死傷者

区分	年・学年	平成25年				
		幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者
死傷者		117	585	463	941	1,466
着用		31	104	120	22	20
着用率		26%	18%	26%	2%	1%
離脱		0	5	11	2	1
離脱なし		31	99	109	20	19
離脱不明		0	0	0	0	0
非着用		86	481	343	919	1,446
着用不明		0	0	0	0	0



平成25年中の自転車乗車中死者23人の損傷主部位は、頭部が18人で79%を占めている。

自転車乗車中の死傷者のうち、幼児のヘルメット着用率は26%で、5年前(平成21年)の2倍になっているが、小学生・中学生・高校生・高齢者の着用率は過去5年間、ほぼ横ばいである。

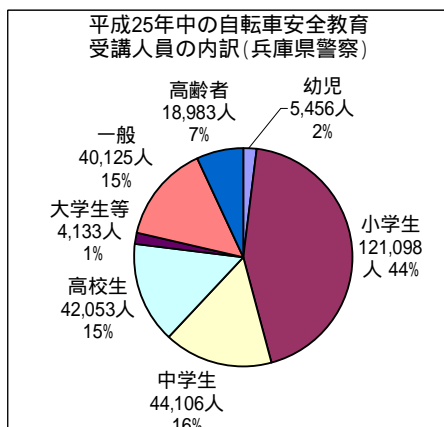
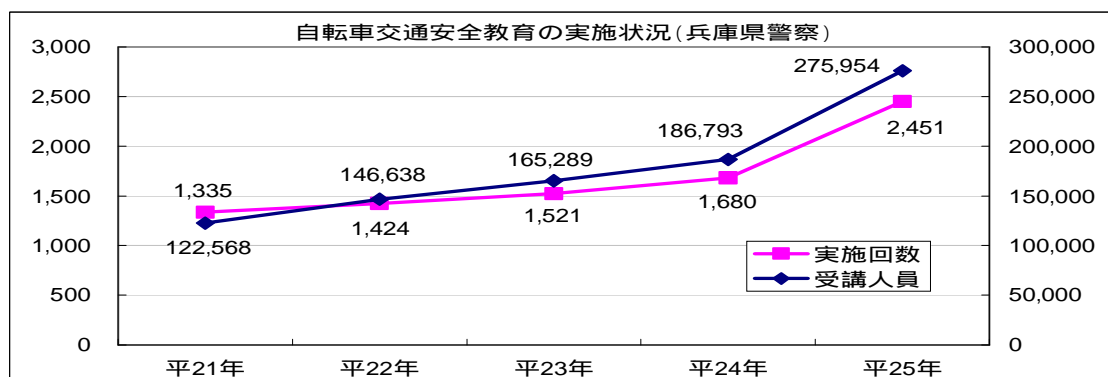
## 7 自転車乗車中の死傷者の違反

違反別	年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
合計		9,257	9,045	8,837	8,488	8,412	8,446	8,421	8,471	7,777	7,382	
違反	小計	7,098	6,960	7,818	7,718	6,656	7,018	7,075	7,389	6,587	6,393	
違反	信号無視	380	396	367	369	327	283	338	336	286	242	
	通行区分	298	236	331	533	305	368	294	394	378	347	
	横断・転回等	252	296	356	431	281	305	286	191	151	180	
	優先通行妨害	68	59	210	269	316	317	286	275	272	221	
	交差点安全進行	3,031	2,919	3,314	3,015	1,771	2,429	2,569	2,882	2,603	2,574	
	徐行違反	254	278	764	669	634	645	639	521	359	393	
	一時不停止	739	743	673	725	618	710	746	680	641	614	
	自転車通行方法	56	14	14	14	41	32	133	398	555	335	
	あり	安全	189	181	190	226	265	291	342	355	326	257
		全	49	23	54	55	51	69	61	50	44	50
運		132	86	555	341	115	105	167	115	77	51	
転		452	479	471	601	557	334	322	380	337	529	
義		648	722	127	74	895	435	423	302	139	198	
務		224	264	214	136	326	414	171	189	151	187	
小計		1,694	1,755	1,611	1,433	2,209	1,648	1,486	1,391	1,074	1,272	
その他の違反		323	264	178	260	154	281	298	321	268	215	
違反不明		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
違反なし		2,159	2,085	1,019	770	1,756	1,428	1,346	1,082	1,190	989	

平成25年中の自転車乗車中の死傷者7,382人のうち、6,393人(86.6%)に何らかの交通違反が認められる。

交通違反のうち、「交差点安全進行(交差点に進入又は通過するとき、車や歩行者に注意し、できる限り安全なスピードと方法で進行しなければならない義務)」が2,574人で最も多く、死傷者7,382人のうちの34.9%、次いで「安全運転義務(安全不確認、周囲の通行者(車)等の動静確認、ハンドル・ブレーキ操作など運転に必要な装置を確実に操作する義務等)」が1,272人で17.2%、一時不停止が614人で8.3%となっている。

## 8 自転車交通安全教育の実施状況



平成25年中の自転車交通安全教育は、実施回数2,451回、受講者275,954人であった。

受講者の内訳では、小学生が121,098人(44%)で最も多く、次いで中学生が44,106人(16%)、高校生が42,053人(15%)となっている。

説明資料	自転車の交通安全対策実施状況	企画県民部 交通安全室
------	----------------	----------------

兵庫県では、自転車の安全利用を推進するため、市区町や警察、関係機関・団体、地域や企業などと連携した様々な広報啓発活動や交通安全教育を実施している。

## 1 交通安全思想の普及

### (1) 自転車教室の開催

#### ア 自転車運転免許証等制度推進市町での自転車教室

自転車利用マナーの向上を図るため、過去に指定を受けていない自転車関係事故が多い市町を「自転車運転免許証等制度推進市町」に指定し、警察、関係機関・団体等と連携して子どもと高齢者を中心に自転車教室を開催し、自転車運転免許証等を交付している。

#### 【過去の指定市町】

平成 16 年度	尼崎市、加古川市
平成 17 年度	神戸市、宝塚市、高砂市
平成 18 年度	明石市、芦屋市、伊丹市
平成 19 年度	姫路市、西宮市、播磨町
平成 20 年度	洲本市、赤穂市、太子町
平成 21 年度	相生市、豊岡市、たつの市
平成 22 年度	川西市、南あわじ市、稲美町
平成 23 年度	西脇市、淡路市、福崎町
平成 24 年度	三木市、小野市、加東市
平成 25 年度	加西市、篠山市、市川町
平成 26 年度	三田市、宍粟市、上郡町



【自転車運転免許証】



【小学生に対する自転車教室】

#### イ 自転車交通安全対策重点推進地域等での自転車教室

自転車の交通事故防止を図るため、自転車による交通事故が多発している市町を「自転車交通安全対策重点推進地域」に指定し、自転車安全推進員等による自転車教室を実施している。

また、企業等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室を県内各地で実施している。

【自転車シミュレーター訓練】





## (2) 交通指導員研修

幼稚園や学校などで、園児や児童等に対して交通安全指導等を行う交通指導員を対象に、自転車の安全利用などの研修会を開催している。



【交通指導員研修会】



【ワンポイント指導員の委嘱】

(3) 交通安全ワンポイント指導員の委嘱  
多くの県民と接する団体等で活動する人を「交通安全ワンポイント指導員」に委嘱し、職場・地域等の活動の場において、自転車の安全利用などの交通安全ワンポイントアドバイスをしてもらい、交通安全思想の普及・啓発をしている。

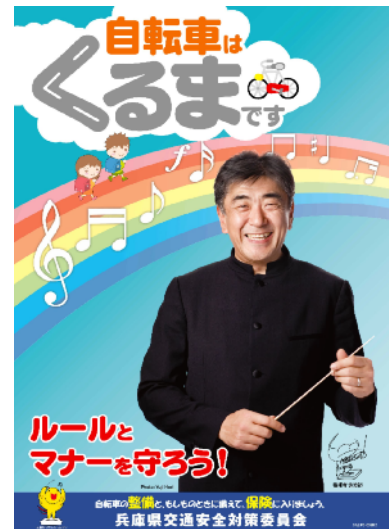
## 2 広報啓発

### (1) チラシ、ポスターによる広報啓発

自転車に係る主な交通ルールである自転車安全利用五則、もしもの時に備えた損害賠償保険への加入促進等を記載した自転車安全利用チラシや、啓発ポスターを作成し、自転車教室や街頭キャンペーン等で啓発活動に取り組んでいる。



【自転車安全利用チラシ】



【自転車交通安全啓発ポスター】

(2) 交通安全情報の提供  
 県内の企業や団体、  
 学校等に「交通安全だ  
 より」による交通安全  
 情報をメール等により  
 提供している。

**号外 交通安全だより**  
 平成28年7月 兵庫県交通安全会

もももの輪に備えて、個人賠償責任保険などに加入済みですか？

自転車運転中に歩行者に怪我をさせたり、死亡させたりすることで、自転車利用者に対して高額な賠償を請求される事例が見られます。

**自転車に乗る人自身の怪我に備えて**

☆傷害保険☆  
 日常生活での、あらゆる怪我を補償するタイプや、交通事故による怪我に限定するタイプがあります。

歩行者等に対する賠償責任に備えて

☆個人賠償責任保険等☆  
 自転車事故に備えた単独の保険や、傷害保険・火災保険・自動車保険等に付帯する特約保険として販売されている保険等もあります。

自転車利用者は保険の加入を！  
 ちょっとした不注意が重大な交通事故につながります！

自転車はくるまです！交通ルールを守りましょう！

【交通安全だより】

**道路交通法改正のポイント**  
 平成25年12月1日、路側帯の通行場所について道路交通法の一部改正され、自転車も路側帯を通行するとき、自転車は車道の左側と定められました。

自転車が行きどけない路側帯 (歩行者用路側帯) | 自転車が行きどける路側帯 (駐停車禁止路側帯) | (一般路側帯)

「自転車も車の仲間」を忘れずに！

(3) 街頭キャンペーン等による広報啓発  
 県内各地での交通安全イベントや、  
 街頭キャンペーンにおいて、自転車の  
 交通ルールの遵守と交通マナーの向上  
 を呼びかけている。



【自転車交通安全キャンペーン】

(4) 自転車に関するルール  
 ブック等の配布  
 指導者用としての自転  
 車のルールブックを作成  
 し、各学校に配布してい  
 る。

**自転車 のルールブック**

兵庫県交通安全対策委員会

【自転車のルールブック】

その他の主な交通ルール

- 信号の遵守！**  
 緑旗、車両用信号機に従って通行しなければなりません。横断歩道を通行して道路を横断する場合は歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。  
 【根拠】道路交通法第7条 道路交通法施行令第2条  
 【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
 過失は10万円以下の罰金
- 歩行者専用道路は通行不可！**  
 歩行者専用道路は商店街等に多くみられますが、自転車は通行できません。  
 【根拠】道路交通法第8条第1項  
 【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
 過失は10万円以下の罰金
- 一方通行は補助線を確保！**  
 補助線が除外されていない限り、規制の対象となり、一方通行を逆走してはいけません。  
 【根拠】道路交通法第8条第1項  
 【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金
- 道路路端への立入は禁止！**  
 遮断機が降りていたり、警報機が鳴っているときは、絶対に路端内に入ってはなりません。  
 【根拠】道路交通法第33条第2項  
 【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
 過失は10万円以下の罰金
- 交差点での安全な通行！**  
 交差点に入ろうとする場合及び交差点を通行する場合は、  
 ○ 交差する道路を通行する車両等  
 ○ 反対方向からくる右折車両等  
 ○ 横断歩行者  
 に注意して、出来る限り安全な速度と方法で通行しなければなりません。  
 【根拠】道路交通法第36条第4項  
 【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 見通しの悪い交差点では徐行！**  
 遮断機等のある場合のほか、左右の見通しの悪い交差点等に進入しようとする場合は、徐行しなければなりません。  
 【根拠】道路交通法第42条  
 【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
 過失は10万円以下の罰金

(5) 交通安全教育用ビデオ・DVD の貸出

交通安全意識の高揚を図り、自転車の交通事故を防止するため、交通安全教育用ビデオ・DVD の貸出を実施している。

兵庫県警察では、「自転車対策総合計画」を策定し、自転車は「車両」とであるということ、交通社会を構成する全ての方に徹底することを基本に、自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全教育や交通指導取締りを総合的に推進している。

1 交通ルール・交通マナーの周知

(1) 自転車安全利用五則の活用

自転車利用者に対する交通ルール等の周知については、交通ルールを分かりやすくまとめた「自転車安全利用五則」を活用して、広報啓発活動、交通安全教育等を行っている。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(2) ホームページへの掲載による啓発活動

兵庫県警察ホームページに

自転車に関係する交通事故発生状況

自転車に係る主な交通ルール

自転車の保険

等の情報を掲載し、自転車の安全利用等について広く周知している。



【県警ホームページトップページ】



【自転車に係る交通ルールのページ】

(3) 教育委員会等との連携による啓発活動

小学校、中学校、高等学校等の各教育機関による自主的な自転車安全教育を促進し、児童、生徒に交通ルール・マナー等を周知するため、教育委員会等を通じ、県下の小学校、中学校、高等学校等との間にネットワークを構築し、自転車による交通事故の実態や自転車安全利用のポイント等をまとめた資料を、継続して提供している。

また、各教育機関に対し、児童、生徒が資料を家庭に持ち帰るよう促しており、各家庭内から交通安全意識の高揚を図っている。





【表】



【裏】

(6) 自転車保険に関する理解の確保

本県において発生した、児童が自転車乗用中に歩行者と衝突する交通事故で、児童側に9,520万円という高額な損害賠償を命じる判決が出されるなど、自転車利用者が高額賠償を請求される事案が増加していることから、広報啓発活動や交通安全教育を通じて、高額賠償の事例や賠償責任に対応できる自転車保険の種類を紹介するなど、自転車保険加入の必要性について周知している。

2 街頭指導・自転車安全教育

(1) 自転車指導啓発重点地区・路線における街頭指導

自転車と歩行者の輻輳等から重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車が関係する事故の多発地区・路線を「自転車指導啓発重点地区・路線」として、県下97箇所を指定し、関係機関・団体や交通ボランティアと連携した街頭指導を行うことで、自転車交通ルール・マナーの周知を図っている。

(2) 自転車シミュレーターを活用した自転車安全教育

自転車による通行を疑似的に体験し、自転車交通ルール・マナーを理解させることができる自転車シミュレーターを活用した自転車安全教室を行っている。

自転車シミュレーター4台を、本部交通企画課、西宮、尼崎南及び姫路署に配置



【外国人に対する自転車安全教育】



【児童に対する自転車安全教育】

- (3) スタントマンの交通事故再現による自転車安全教育（スケアード・ストレート）  
自転車事故の発生形態を、スタントマンが再現することにより、交通事故の危険性を疑似体験させ、事故原因や事故防止対策について自ら考えさせることで、講話だけでは意識付けが難しい自転車利用者の安全意識の高揚を図る自転車教室を行っている。



【巻き込み事故の再現状況】



【側面衝突事故の再現状況】

### 3 交通指導取締り

交通指導取締りについては、指導警告を原則としつつも、悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じ、自転車交通ルール・マナー遵守の重要性を理解させるとともに、交通安全意識の向上を図っている。

検挙数 614 件（平成 25 年中）  
219 件（平成 26 年 2 月末）

説明資料	自転車の交通安全対策実施状況	兵庫県教育委員会事務局 体育保健課
------	----------------	----------------------

## 1 交通安全教育の実施

### (1) 学校における自転車安全教室

H R 活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等で交通安全指導を行っており、実際に自転車を利用するの乗り方等を指導する自転車交通安全教室を実施している。高等学校においては、自転車通学を許可する際に、自転車の安全点検や保険加入の勧奨を行うなど交通安全指導に努めている他、企業等と連携して自転車交通安全教室を実施している。

#### 【実践例】

県立有馬高等学校 「自転車安全運転免許講習会」

実施日：平成25年4月15日 8:35～15:00

場 所：アールズドライバー西北（西宮市）

内 容

開会式

自転車点検

警察署安全講話、交通法規学習

学科試験

ディスカッション

危険実験 A 駐停車車両の側方通過における危険性

危険実験 B 見通しの悪い交差点での事故再現

危険実験 C 信号のある交差点における右直事故

危険実験 D ヘッドフォンにおける危険性

基本走行 A

基本走行 B

技能試験 A

技能試験 B

自転車運転免許授与式



県教育委員会では、平成24年度、25年度の2年間、(一財)日本交通安全教育普及会と連携して、高等学校で自転車交通安全教室の実施のため、県立学校の教職員の指導や資質の向上を目的として、「兵庫県立高等学校における自転車安全指導研修会」を実施した。

## (2) 学校安全教室講習会

教職員や児童生徒の防犯・交通安全に対する意識の向上等を図るため、各学校における学校安全教室の指導者となる教職員に対し、学校の危機管理と安全教育についての基礎的な考え方や教職員研修のあり方、地域と連携した学校安全の推進などについての研修会を行う。

内容に自転車の交通安全に関する講義を取り入れている。



【神戸会場】



【姫路会場】

## (3) 健康指導者養成研修 学校安全コースへの参加

各地域・学校において児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校安全に関する必要な知識等を修得させ、各地域において本研修の内容を踏まえた研修の講師としての活動や各学校への指導・助言が行えるように、独立行政法人教員研修センター主催の研修に、小・中学校、高等学校の教員を派遣している。

### 【交通安全研修内容】

講義：交通安全の効果的な推進ために

演習：学校での交通安全教室の計画

## 2 広報啓発

### (1) 自転車保険の加入推進

県立学校校長会等で生徒の自転車保険加入の勧奨を依頼している。

### (2) 関係機関の広報活動への協力

関係機関が交通安全に関するチラシ、ポスターを学校へ配布するとともに、資料を活用した安全教育の実施を依頼している。

### 【主な配布物】

交通安全だより（企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室）

交通安全かわら版（兵庫県警察本部交通部交通企画課）



説明資料	自転車の交通安全対策実施状況	県土整備部土木局 道路保全課
------	----------------	-------------------

### 1. 歩行者・自転車分離大作戦の実施

近年、環境問題や健康志向の高まりなどから自転車の利用者が増えたことにより、自転車と歩行者の事故が増加し、歩行者・自転車通行空間の安全対策が課題となっていることを踏まえ、歩道や路肩のカラー舗装などによる歩行者・自転車の安全対策を、H24・25の2箇年で204km実施した。

#### 【事業内容】

鉄道駅を中心とした自転車利用の多い路線で実施

単位：km

対策	道路構造	対策内容	カラー	計画	実施	実施路線
対策	歩道上のカラー舗装	歩道上の視覚的分離	ベージュ	52	60	(一)明石高砂線(高砂市)
対策	自転車レーン	車道上の視覚的分離	ブルー	19	14	(一)西宮豊中線(尼崎市)
対策	自転車道	車道上の物理的分離	ベンガラ	4	5	(主)大阪伊丹線(尼崎市)
小計				75	79	

歩道の無い通学路等で実施

対策	路肩のカラー舗装	車道上の視覚的分離	グリーン	125	125	(一)付城細江線(姫路市)
合計				200	204	

対策 歩道上のカラー舗装(明石高砂線)



対策 自転車レーン(西宮豊中線)



対策 自転車道(大阪伊丹線)



対策 路肩のカラー舗装(付城細江線)



## 2 . 歩行者・自転車分離大作戦のさらなる推進

H24・25の2箇年で実施した「歩行者・自転車分離大作戦」の効果が大きく、県民ニーズが依然高いことから整備箇所の拡大に向け、警察、地域住民等の協議調整を進め、整備箇所を順次選定し、歩行者・自転車の安全対策を引き続き推進する。(目標:H26～30の5箇年で200km)

項	目	対策内容(H24～25)	左記の対策に加え、拡充内容(H26～H30)
歩行者と自転車の分離対策	対策 歩道上の視覚的分離	幅員が概ね4m以上の歩道内に自転車通行走行空間をカー舗装化	幅員が4m未満の歩道内で自転車誘導のための注意喚起表示
	対策 車道上の視覚的分離	歩道幅員が狭いため自転車が車道を走行せざるを得ない場合、路肩(1.5m)をカー舗装化	自転車の安全な通行が確保出来る場合、カー舗装の適用を1.0m以上の路肩に拡大
	対策 車道上の物理的分離	4車線以上の道路で、車線数を削減して、自転車道(2m以上)を確保	道路改築等に合わせ、引き続き自転車道を整備
歩行者対自動車の分離対策	対策 車道上の視覚的分離	事故が多い路線や通学路において、歩道が不連続となっている区間で、路肩をカー舗装化	学校、PTAから要望のある全通学路への拡大